

## 大分市上下水道局優良建設工事表彰に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市上下水道局が発注した建設工事（以下「工事」という。）のうち、他の模範となる優れた工事（以下「優良工事」という。）を施工した者に対する表彰（以下「表彰」という。）を行うことにより、本市上下水道局における建設業者の育成及び技術の向上を図り、もって公共工事の適正な施工及び品質の確保を図ることを目的とする。

### (表彰の方法)

第2条 表彰は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が優良工事を施工した工事施工者に対して表彰状等を授与することにより行うものとする。

2 表彰は、別表に掲げる区分ごとに、毎年度1回行う。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### (特別表彰)

第2条の2 特別表彰は、当該年度において、別表に掲げる同一の部門にて連続して3回表彰を受けることとなる工事施工者に対して表彰状等を授与することにより行うものとする。

### (表彰の対象工事)

第3条 表彰の対象となる工事（以下「表彰対象工事」という。）は、次の要件を満たす工事とする。

- (1) 工事成績評定等が優秀な工事であること。
- (2) 大分市内に本店を有する工事施工者の施工した工事（共同企業体が施工した工事については、その全構成員が大分市内に本店を有する場合に限る。）であって、大分市上下水道局建設工事成績評定要綱第2条の規定により工事成績評定の対象となる工事であること
- (3) 表彰年度の前年度に完成した工事であること。

### (表彰対象の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、表彰対象工事の工事施工者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰の対象から除外するものとする。

- (1) 表彰年度の前年度当初から表彰の決定の日までの間に大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けたとき。
- (2) その他表彰することが適当でない認められるとき。

### (表彰の数)

第5条 表彰の数は、原則7件とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### (審査委員会の設置)

第6条 管理者は、表彰の審査を行うため大分市上下水道局優良建設工事表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第7条 委員会は、上下水道部長、上下水道部審議監、上下水道部次長、総務課長、水道維持管理課長、水道整備課長、浄水課長、下水道整備課長、下水道施設管理課長の職にある者を委員として組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、上下水道部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、上下水道部審議監（審議監が不在のとき、又は審議監を置かない場合にあつては、次長）がその職務を代理する。

### (会議)

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議

長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。
- 4 委員長は、会議の結果を速やかに管理者に報告しなければならない。

(優良建設工事調書の作成)

第9条 総務課長は、工事完成検査結果等を勘案し、表彰対象工事があると認めるときは、優良建設工事調書を作成し、委員会に提出するものとする。

(関係者の意見聴取)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(被表彰者の決定)

第11条 管理者は、委員会の審査結果に基づき被表彰者を決定する。

(標識の使用)

第12条 管理者は、当該年度において、第2条の規定により表彰を受けた者にみずタンを使用した標識(別記様式1)、第2条の2の規定により表彰を受けた者にみずタンを使用した標識(別記様式2)の使用を認めることができる。

- 2 管理者は、前項のみずタンを使用した標識の使用が適当でないと認めるときは、その使用を取り消すことができる。

(被表彰者の決定の取消し)

第13条 管理者は、前条の規定により被表彰者を決定した日から表彰を行う日までの間に、被表彰者が次の各号のいずれかに該当するときは、被表彰者の決定を取り消すことができる。

- (1) 表彰対象工事に係る目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるため、追完請求を受けたとき。
- (2) 法令に違反し、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく監督処分を受けたとき。
- (3) 指名停止要領に基づく指名停止を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被表彰者として不適当と認められる行為があったとき。

(表彰の公表)

第14条 管理者は、表彰を行ったときは、表彰を受けた優良工事(以下「表彰工事」という。)及び被表彰者の名称等を大分市ホームページ等により公表するものとする。

(表彰の取消し)

第15条 管理者は、表彰を行った後において、表彰工事に関し、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該表彰工事に係る被表彰者の表彰を取り消し、被表彰者に表彰状等の返還を求めることができる。

- (1) 表彰工事に係る目的物が契約不適合であるため、被表彰者が追完請求を受けたとき。
- (2) 表彰工事に関し、損害賠償請求事由が発生したとき。
- (3) 表彰工事に関し、法令違反が発覚し、被表彰者が建設業法に基づく監督処分を受けたとき。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に管理者が定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による表彰は、平成26年度に完成した工事から適用する。

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による大分市上下水道局優良建設工事表彰に関する要綱の規定は、平成26年度以後に完成する工事に係る表彰について適用する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

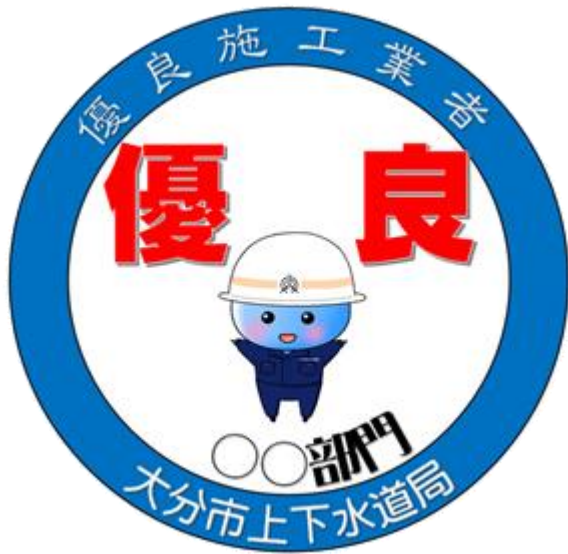
この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(別表) (第2条関係)

区分	建設工事の種類	部門	件数
配水管布設工事第一の部	水道管布設工事等 (鉛給水管工事含む) (A等級及び共同企業体)	配水管布設部門	2
配水管布設工事第二の部	水道管布設工事等 (鉛給水管工事含む) (B・C等級)		1
土木工事第一の部	土木一式工事 (A等級及び共同企業体)	土木一式部門	2
土木工事第二の部	土木一式工事 (B・C・D等級)		1
その他工事の部	舗装工事	舗装部門	1
	建築一式工事	建築一式部門	
	電気工事	電気部門	
	管工事	管工事部門	
	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート部門	
	鋼構造物工事	鋼構造物部門	
	塗装工事	塗装部門	
	防水工事	防水部門	
	内装仕上工事	内装仕上部門	
	機械器具設置工事	機械器具設置部門	
	電気通信工事	電気通信部門	
	清掃施設工事	清掃施設部門	
上記以外の工事			

※建設工事の種類欄に掲げる各工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1上欄に掲げる建設工事の種類をいうものとする。

別記様式1（第12条関係）



別記様式2（第12条関係）



※受賞回数1回目の様式。2回目以降は、1回受賞ごとに星を2つずつ追加する。